

令和6年第7回農業委員会総会議事録

令和6年7月17日（火）第7回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員18人

会長	18番 仲田清志	会長職務代理者	1番 神山順一
2番	赤井勝利	3番 小田正廣	4番 西村 勉
5番	奥津賢司	6番 平利一	7番 奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番 井藤孝久	10番 宮本武博
11番	藤川 雅	12番 小川広文	13番 山田條一
14番	森立夫	15番 安達利延	16番 信谷昌吾
17番	藤本 彰		

推進委員 9人

1番	谷岡貴寿	2番 児玉公治	3番 泉 登
4番	溝尾美恵子	5番 三輪金樹	6番 妹尾良和
7番	後藤保夫		9番 逸見則夫
10番	妹尾元弘		

欠席委員 1人

8番 大原砂利

議事	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第31号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項	農地法施行規則第29条の届について 法務局照会について 完了届について 転用工事進捗状況報告について 農地法第18条第6項の規定による通知について 利用権設定中途解約合意書について

協議事項
その他

事務局職員（書記）

事務局長

滝口 良樹

主査

福田 洋介

主査

赤迫 隆

主任

真治 将史

(開会時刻 午前10時28分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第7回総会を開催いたします。本日の出席は27名です。欠席は、推進委員8番大原委員です。それでは最初に仲田会長が、ご挨拶を申し上げます。
会長	おはようございます。本日、昼から農地パトロールがありますので12時には終わりたいと思いますので審議のほどよろしくお願ひいたします。
福田主査	ありがとうございました。それではこれから進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、8番倉脇委員、9番井藤委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が9件ございました。現地確認を1番、9番は6月25日に行っており、2番、3番、4番は7月3日に行っており、5番、6番、7番、8番は7月5日に行っております。それでは、1番でございます。場所は草間、現況地目は田2筆、畑5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、まこも、野菜、ハーブ、そば、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するということで双方合意に至ったもので

	あり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。
神山委員	1番神山です。7月12日、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と私で確認しております。場所は、土橋駐在所から南東へ2.5キロ行った地区です。田については、別の近隣の方がもう耕作されており綺麗に管理されておりました。畑は、草刈り管理されており問題ないと思います。以上です。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号1番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。
	(举手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございますが、場所は上熊谷、現況地目は畠1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請当事者は親子で、親である譲渡人が高齢で耕作が難しくなったため、子である譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えま

	す。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認日、7月7日、平委員、谷岡推進委員と3人で行っています。場所ですが、●●駅から200m先、本宅のすぐ裏にあります。問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございますが、場所は下熊谷、現況地目は畠7筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請地近くに居住する譲受人が耕作を考えているため、贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認日は7月7日、平委員、谷岡推進委員と3名でした。場所は、●●●●●●●センターから200m先の所です。

	譲渡人は高齢で管理できないので組内の方が譲り受けるもので問題ありません。以上です。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号3番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。
	(举手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、4番でございますが、場所は千屋花見、現況地目は畠3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は牧草、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番小田委員。
小田委員	3番小田です。確認を7月13日に、泉推進委員、児玉推進委員と行いました。場所は、千屋花見、●●バス停から東北に500m行ったところにあります。親族間の売買です。既に、譲受人が牧草を植え管理しておりますので問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号4番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。
	(举手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、5番でございますが、場所は哲西町八鳥、現況地目は畠1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は相続財産管理人として申請地を売却するもので、申請地近くに居住する譲受人が売買により取得し、耕作することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認日7月8日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名でした。場所は、182号から北房井倉哲西線に入り西山方面に向かったところにありました。現状は畠でした。柿等を植えられて管理されておりました。問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号5番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、6番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、6番でございますが、場所は新見、現況地目は畠1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近くを耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番倉脇委員。

倉脇委員

8番倉脇です。7月12日に、溝尾推進委員と確認しております。場所は、警察署しもへ200m入ったところ左側です。問題ないと思います。

会長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、7番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任	<p>次に、7番でございますが、場所は哲多町矢戸、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近くを耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。
井藤委員	<p>9番井藤です。7月8日、小川委員、安達委員、逸見推進委員と私の4名で現地確認しました。場所は、県道新見川上線●●入口より高梁方面へ500m行った地区にありました。譲受人の自宅の100m下にあります。以前より草刈り管理されているので問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号7番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、8番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、8番でございますが、場所は哲多町蚊家、現況地目は田6筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予</p>

定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番小川委員。

小川委員

12番小川です。7月8日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員、私とで現地確認しました。場所は、哲多町蚊家地内●●●●●から矢戸方面に2キロ下った所の集会所前に2筆、その農地から川向に4筆ありました。●●●番、●●●番は譲受人が利用権設定され耕作されております。残り4筆は、耕作されておりませんでしたが譲受人の方が耕作している土地の周辺ですので、今後、耕作されると思いますので問題ないと思います。

会長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号8番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、9番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、9番でございますが、場所は井倉、現況地目は畠4筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるも

	のと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請当事者は姉弟で、申請地近隣に居住し耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。
森委員	14番森です。場所は、●●●●グランドから500m先のところにあります。確認時には荒れた箇所がありましたが、草刈りをして綺麗にすることでしたので問題ないと思います。
会長	森委員、確認日をお願いします。
森委員	7月8日に確認しました。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号9番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第4条の申請につきまして、申請が3件ございました。現地確認を1番は7月3日に、2番は7月5日に、3番は6月25日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、大佐大井野、現況地目は畠1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地は、実家から離れた裏山にあり、管理上不便なため、今後親族も管理しやすい実家近くに移転するもの。というものです。工事期間は許可日から5カ月間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいず

	この要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会長	この件について関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。現地確認は、7月14日に山田委員、後藤推進委員と行っております。場所は、●●集落の一番手前のところにあります。墓が現在山の中にあり管理ができないので申請がでました。よろしくお願いします。
会長	事務局地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見ご質問ございませんか。
	(意見、質問なし)
	ないようですので議案第28号1番の議案に賛成の方は举手をお願いします。
	(举手多数)
	賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続いて2番について事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございます。場所は、哲多町田淵、現況地目は畠1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地が山間地にあり不便なため、住宅近くに墓地を設置するもの。というものです。工事期間は許可日から2カ月間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会長	この件について関係地区委員の説明を求めます。12番小川委員。
小川委員	12番小川です。7月8日に、逸見推進委員、井藤委員、安達委員と私

	<p>で現地確認しました。場所は、●●●●●センターから 500m 先にありました。申請人自宅前の農地です。現在、墓地が山中にある不 便なために墓地を移動するためです。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>事務局、関係地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見 ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので議案第 28 号 2 番の議案に賛成の方は举手をお願い します。</p> <p>(举手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして 3 番につい て、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、3 番でございます。場所は、豊永宇山、現況地目は畠 1 筆でござ います。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地が山際にあり、草や 竹が生え手入れが大変で、猪も出没するため、墓地を移転するもの。と いうものです。工事期間は許可日から 1 カ月間です。この申請地は、甲 種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、 被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この 転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建 築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。17 番藤本委員。</p>
藤本委員	<p>17 番藤本です。現地確認は、7 月 12 日に神山委員、藤川委員、妹尾 推進委員と私の 4 人でしました。場所は、診療所から南へ 1 キロ行った ところの集落入口の左手にありました。問題ないと思います。</p>
会長	<p>事務局地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見 ご質問 ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので議案第 28 号 3 番の議案について賛成の方は举手を</p>

	<p>お願いします。</p> <p>(举手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定とします。続きまして議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第5条の申請につきまして、2件申請がございました。現地確認を1番は7月3日に行っており、2番は7月5日に行っております。それでは、1番でございます。場所は上熊谷、現況地目は畠2筆でございます。転用目的は木材置場です。転用理由ですが、一時転用期間（令和3年9月13日～令和6年9月12日）満了後も、申請地を再度木材置場として使用したいもの。というものです。契約の種類は賃借権設定です。利用期間は許可日から令和16年7月31日までです。この申請地は、一時転用期間中に、農振地の解除を行った土地で、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料は記載のとおりで、自己資金によるものであります。以上です。</p>
会長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。</p>
赤井委員	<p>2番赤井です。確認日は7月7日、平委員、谷岡推進委員と行いました。譲渡人の方は、周りが原野になっているので有効利用していただけることに満足されています。</p>
会長	<p>事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら、議案第29号1番の議案に賛成の方は举手をお願いします。</p> <p>(举手多数)</p>

	賛成多数と認め、本案件は、許可妥当とします。続きまして2番について事務局お願ひします。
真治主任	次に、2番でございますが、場所は哲多町成松、現況地目は畠1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、現在借家住まいのため、実家近くで住宅（木造2階建て）の建築を計画している。親族所有の非農地に適当な場所がなく、譲渡人である祖母所有の申請地に新築するもの。というものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は令和6年8月10日から令和7年2月10日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。
会長	この件について関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。
安達委員	15番安達です。7月8日に、小川委員、井藤委員、逸見推進委員の4人名で現地確認しました。場所は、本郷地内の八幡神社から成羽方面へ1キロ先の道路に隣接した土地でした。畠の耕作はされておりませんでしたが柿の木が植えてありました。問題ないと思います。以上です。
会長	事務局地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ないようですので、議案第29号2番の議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。なお、4条5条の各議案については、面積が30アール未満のため、県農業会議への諮問は任意となります。諮問不要としてよろしいか。
全員	「よろしい。」

会長	それでは、諮問不要とし、許可を決定します。続きまして、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	今回、新規の貸付けが24件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番豊永赤馬、田2筆7年5カ月使用貸借です。2番から21番までは、大佐布瀬地内、田、合わせて66筆、畠4筆19年9カ月使用貸借で農地中間管理機構関連農地整備事業です。続きまして、16ページです。22番、哲西町大野部、田2筆2年5カ月、使用貸借です。23番、哲西町八鳥、哲西町畑木、田2筆10年、使用貸借です。24番、哲西町大野部、田2筆5年、賃貸借です。以上でございます。
会長	事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。推進7番、後藤委員。
後藤委員	推進7番後藤です。7月8日に確認しました。1番の場所は、県道新見勝山線大佐グランド交差点から右へ行き北房川上線を進みますとダムがあります。そのダムの上流にある川筋にある農地です。2番から21番は、北房川上線を進み最初にある集落の圃場整備です。川から東側です。以上です。
会長	ありがとうございました。続いて22番をお願いします。
妹尾委員	推進10番妹尾です。現地確認は7月8日、両奥津委員と私の3人で行いました。場所は、●●●支店を進み県道大野部東城線を2キロ下ったところの道沿いにあります。ご主人の逝去により借受人の方に耕作をお願いしたもので問題ないと思います。23番ですが、22番と同日に確認しました。場所は、●●駅の手前の踏切から200m旧道に入ったところにありました。貸付人の息子さんが借受人の会社専務をされており、その専務を通して借受けるもので問題ないと思います。24番、場所は、先程の22番の場所より少し下ったところにあります。10年ぐらい耕作されており、この度、申請がでました。問題ないと思います。以上です。
会長	事務局地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見ご質問ございませんか。

	(意見、質問なし)
	それではないようでの議案第30号、新規の議案について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、新規は決定いたします。続きまして議案第31号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	現況証明の申請につきまして、今回3件申請がございました。現地確認を、1番は6月25日に行っており、2番、3番は7月3日に行っております。
	それでは1番でございます。場所は草間、台帳地目は田1筆、畠3筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、親が管理していたが、高齢により管理が難しくなり、低地で耕作環境が悪いこともあります。平成12年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。
	次に2番でございます。場所は菅生、台帳地目は田7筆、畠8筆です。現況地目は山林、原野でございます。理由は、申請地は、平成元年頃までは耕作をしていたが、市外にいるため、帰省して耕作することが難しくなったことにより、現況のとおりとなっている。というものでございます。
	次に3番でございます。場所は千屋実、台帳地目は田5筆、畠2筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和48年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会長	この件について関係地区委員の説明を求めます。1番からお願いします。1番神山委員。
神山委員	1番神山です。7月12日に藤川委員、妹尾推進委員と確認しております。場所は、3条1番ででました農地の周辺です。境目も分からず状態で原野です。
会長	続いて2番お願いします。
赤井委員	2番赤井です。確認は7月7日、平委員、谷岡推進委員としました。場所は、菅生から熊谷への道周辺でほとんどが原野になっております。

会長	3番について、3番小田委員。
小田委員	3番小田です。確認は7月13日、兒玉推進委員、平委員としております。場所は、千屋地内180号線から県道へ入り300m行ったところに申請人宅があります。その上に農地約1町ありますその両サイド植林され立派な木になっていました。
会長	事務局地区委員の説明が終わりました。現況証明についてご意見ご質問ございませんか。
赤井委員	失礼します、2番赤井です。先程2番での説明の訂正ですが●●●●番は中山間で田として耕起しております。
後藤委員	先程の説明ではほとんど原野とのことでしたが、記載は山林と原野となっています。ここは山林ですか、原野ですか。
真治主任	菅生●●●●番は、管理をされていたので不認定ということでおろしいでしょうか。その他の場所は、申請人の方から見た時に山林と原野が混在した状態だということです。事務局で現地確認した結果、現況地目は●●●●番以外は申請のとおり間違いないと認識しております。
赤井委員	先程の説明での表現を訂正いたします。事務局の説明のとおりです。
会長	それでは、議案第31号についての認定に賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
	はい賛成多数と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法施行規則第29条の届出が2件ございました。現地確認を2件とも6月25日に行っております。 それでは1番でございます。場所は足見、現況地目は畠1筆でございます。申請目的は、農道整備です。申請理由ですが、農機具等の運搬出入りを容易にするため、農道を整備したもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和5年11月1日から令和6年3月31日までです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理し

	ております。
	次に2番でございます。場所は土橋、現況地目は畠3筆でございます。申請目的は、農道整備です。申請理由ですが、イノシシが入り荒らされたため、新たに農道を整備するもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年7月20日から令和6年8月31日までです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より報告願います。1番神山委員。
神山委員	1番神山です。7月12日に藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と確認しております。場所は、旧足見小学校の隣接する東隣です。事前着工になります。元々あった通路に碎石を敷き道路の幅を広げたところが農地でした。
会長	続いて、17番藤本委員。
藤本委員	17番藤本です。現地確認を7月12日、神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、私の4人でしました。場所は、土橋地内●●●●を右に草間方面500m行ったらところを右にあがると●●集落があります。その集落に入り左の家の前に申請地がありました。
会長	続きまして法務局紹介について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回2件ございました。現地確認を、1番は6月4日に行っており、2番は6月25日に行っております。 それでは、1番ですが、場所は法曾、登記地目は畠1筆、現況地目は山林という申請で、該当地は時期不詳で山林となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。
	次に2番でございます。場所は井倉、登記地目は畠1筆、現況地目は山林という申請で、該当地は時期不詳で山林となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。14番森委員。
森委員	14番森です。6月25日に西村委員、三輪推進委員、私と3名で確認しております。1番の場所は、法曾地内の寺から東へ500m先にありました。山林になっておりました。2番の場所は、先程説明しました●

	●●● グランドから入った谷筋です。現況のとおり山林となっていました。以上です。
会長	続きまして完了届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	完了届が18件出ております。3番から11番までは同一地内、同一申請者なんですが、まとめて報告させていただいてよろしいでしょうか。
全員	「よろしい。」
滝口局長	それでは、1番上熊谷地内、農地法第5条、木材の仮置き場、2番菅生地内、農地改良圃場整備、3番から11番につきましては正田地内、農地法第5条による太陽光発電施設です。12番西方地内、農地法施行規則第29条、農道改良、13番西方地内、農地改良嵩上げ、14番哲多町田淵地内、農地法第5条、農家住宅、15番哲多町田淵地内、農地改良嵩上げ、16番神郷油野地内、農地法第4条、嵩上げ、17番神郷高瀬地内、農地法第5条、貯木場、18番上市地内、農地改良嵩上げです。以上でございます。
会長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番からお願いします。
赤井委員	2番、赤井です。1番2番は、7月7日に平委員、谷岡推進委員と3名で確認しました。綺麗にできており、問題ありません。
会長	3番から11番について4番西村委員。
西村委員	4番西村です。3番から11番まで一括説明します。確認日は7月8日の月曜日に森委員、三輪推進委員の3名でした。全て太陽光発電施設で綺麗にできておりました。以上です。
会長	続いて12番について8番倉脇委員。
倉脇委員	8番倉脇です。12番13番、7月16日に確認をしております。完成しておりました。
会長	14番について12番小川委員。
小川委員	12番小川です。7月8日に井藤委員、安達委員、逸見推進委員と4名

	で確認しました。14番15番です。同じところの上下でした。住宅、嵩上げともに完成しておりました。
会長	16番から18番を16番信谷委員。
信谷委員	16番信谷です。16番17番18番、7月7日に確認しました。16番は、圃場はできておりました。作付けは来年からするということでした。17番は、貯木場で期間限定でしたので確認時には圃場に戻り植付されておりました。18番、嵩上げですが水田になっておりました。以上です。
会長	次に、転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	転用工事進捗状況報告について報告します。1件であります。豊永宇山地内、農地法第4条、嵩上げでございます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。17番藤本委員。
藤本委員	17番藤本です。7月15日に確認しました。まだ1年ぐらいはかかるように思います。以上です。
会長	続いて、農地法第18条第6項の規定について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	農地法第18条第6項の規定による通知が1件出ております。下熊谷地内、売買のためです。以上でございます。
会長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
谷岡委員	推進1番谷岡です。7月7日、平委員、赤井委員と確認しました。場所は、議案第27号3番と同じところで贈与が合意し解約となっております。以上です。
会長	続きまして、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	利用権設定中途解約合意書が1件出ております。哲多町蚊家地内、これも売買のためです。以上でございます。

会長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願ひします。推進9番逸見委員。
逸見委員	推進9番逸見です。これは先程、売買のところで許可された中にこの2筆が含まれております。確認日は、7月8日に井藤委員、小川委員、安達委員と4人で行いました。以上です。
会長	続きまして、日程3、協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願ひします。
事務局	「ありません。」
会長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
真治主任	午後の日程（農地パトロール）についての説明。
会長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
福田主査	次回の総会ですが、8月の19日月曜日、午前9時30分から、南庁舎1階会議室1Cで開催いたします。以上です。
会長	それでは、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）

(閉会時刻 午前 11 時 40 分)

令和 6 年 7 月 29 日作成

署名委員

議長

委員

委員